

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

a. 企業間の連携 d. グリーン化の取組

a 運送業における法令順守と安全配慮の意識共有

…法改正等があった際の取引先間での勉強会、ヒヤリハット事案の相互共有

d 太陽光発電導入事例の共有によるグリーン化意識の醸成

…太陽光発電の導入ノウハウを共有することで取引先のグリーン化を支援

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

昨今、運送業界では「働き方改革」や「安全配慮義務」にまつわる法律改正が目まぐるしく行われており、取引先間でもこれらの法律改正等があった場合には積極的に情報交換を行うことで業界としてのコンプライアンス意識の向上に努める。また、自社で導入している太陽光発電のノウハウを取引先に紹介することでグリーン化に向けた一助になれるよう取り組んでいく。

2026年4月15日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

三河商事有限会社

代表取締役 山本 秀治

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。